

訪問販売によるCO₂排出権取引の
契約に係る紛争案件

報 告 書

(東京都消費者被害救済委員会)

平成25年8月

東京都生活文化局

はしがき

東京都は、6つの消費者の権利のひとつとして、「消費生活において、事業者によって不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利」を東京都消費生活条例に掲げています。

この権利の実現をめざして、東京都は、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、公正かつ速やかな解決を図るため、あっせん、調停等を行う知事の附属機関として東京都消費者被害救済委員会（以下「委員会」という。）を設置しています。

消費者から、東京都消費生活総合センター等の相談機関に、事業者の事業活動によって消費生活上の被害を受けた旨の申出があり、その内容から必要と判断されたときは、知事は、消費生活相談として処理するのとは別に、委員会に解決のための処理を付託します。

委員会は、付託を受けた案件について、あっせんや調停により紛争の具体的な解決を図り、個別の消費者の被害を救済するとともに、解決にあたっての考え方や判断を示します。

この紛争を解決するにあたっての委員会の考え方や判断、処理内容等は、東京都消費生活条例に基づき、広く都民の方々や関係者にお知らせし、同種あるいは類似の紛争の解決や未然防止にご活用いただいております。

本書は、平成25年2月25日に知事が委員会へ紛争処理を付託した「訪問販売によるCO₂排出権取引の契約に係る紛争案件」について、平成25年8月29日に委員会から、審議の経過と結果について知事へ報告されたものを、関係機関の参考に供するために発行したものです。

消費者被害の救済と被害の未然防止のために、広くご活用いただければ幸いです。

平成25年8月

東京都生活文化局

目 次

第 1	紛争案件の当事者	1
第 2	紛争案件の概要	1
第 3	当事者の主張	
1	申立人の主張	2
2	相手方の主張	2
第 4	委員会の処理と結果	
1	処理の経過と結果	2
2	申立人からの事情聴取	2
3	相手方からの事情聴取	2
4	あっせん案・調停案	3
5	相手方があっせん案及び調停案に不同意であった 主な理由等	3
第 5	報告にあたってのコメント	
1	本件契約における問題点	5
2	あっせん案の考え方について	7
3	同種・類似被害の再発防止に向けて	1 1
■ 資	料	
1	申立人からの事情聴取	1 3
2	相手方からの事情聴取	1 5
3	「訪問販売によるCO ₂ 排出権取引の契約に係る紛争」 処理経緯	1 7
4	東京都消費者被害救済委員会委員名簿	1 8

第1 紛争案件の当事者

申立人（消費者） 1名 80歳代女性
相手方（事業者） 1社 エコ・トレンド株式会社（東京都文京区湯島 3-16-12）

第2 紛争案件の概要

申立人の主張による紛争案件の概要は、以下のとおりである。

相手方勧誘員から、「以前励ましてもらったお陰で係長になった。」と突然電話があった。申立人には、心当たりは無かったが、その後も頻繁に電話があり、「訪問して話したい。」と何度も言われ、来訪を承諾した。

CO₂排出権取引の契約について、「損することは無い。」「信頼して任せて欲しい。」と勧められ、取引の仕組みは理解できなかったが、相手方の話を信用して契約した。契約の翌日 100 万円を支払ったが「もっと投資した方が儲かる。」と言われ、追加で 150 万円を支払った。

半月後、相手方より「急に値が下がり、250 万円が 20 万円しか残らなかった。」と連絡があったが、申立人は、いつ取引を始めたかなどの状況も分からず、また、その時の取引価格等の確認もできなかった。「損をしないために、保険のように 250 万円を追加で支払った方が良い。」などと言われ、損を取り戻したいという思いで、250 万円を支払った。

申立人は、わずか1か月で500万円も支払ってしまったが、取引の内容が全く理解できなかったので、解約して全額返金するよう求めた。しかし、相手方は解約に応じず、一部返金のみにとどまったため、紛争となった。

契約の内容

契約書によれば本契約は、相手方に資金を預託し、その資金を元にECX市場（欧州の排出権取引所）価格を指標としてCO₂排出権の売買を行い、その差金を決済するという相対取引となっている。

- ・取引所に注文を出しそこで確定した値段を受けて取引が行われるのではなく、市場を介さずに売買の当事者同士（申立人と相手方）で売買を行う相対取引
- ・現物（CO₂排出権）の受け渡しは行わない。
- ・ECX市場のCO₂排出権の価格相場を参照し、取引開始時に売買した価格とその後の反対売買時の価格の差額を損益として精算する取引（差金決済取引）
- ・相手方に保証金（証拠金）を支払い、それをもとに売買取引を行う。レバレッジ¹は10～50倍の設定となっている。
- ・ロスカット²は25%の設定で、有効保証金が必要保証金の25%になった時点で強制決済となる。しかし、価格の変動によっては、損失が保証金を上回る場合がある。

¹ レバレッジ (Leverage) とは、テコという意味で、拠出した投資額より多額の取引を行うことを指す。例えば、レバレッジ10倍の設定であれば、保証金100万円で1000万円の売買が可能となりハイリスクな取引である。

² 損失額が口座内の資産、若しくは保証金額に対して一定の割合を超えて増加した際には、自動的に反対売買（決済）がなされる。

第3 当事者の主張

事情聴取時における当事者の主張は、以下のとおりである。

1 申立人の主張

取引の内容を理解できないまま、これから価格が上がるという言葉信じて契約してしまったので、全額返金して欲しい。全額が無理であれば手数料を引いた残金を返金して欲しい。

2 相手方の主張

- (1) 本契約は、CO₂排出権取引の委託契約ではなく、申立人との相対取引契約である。申立人からの注文をカバー先にオーダーし、カバー先よりロンドン市場価格の連絡が返ってきて、その価格で申立人と取引している。
- (2) 契約の際は、契約書以外に説明資料を渡し、損得があることや値動きの理由、対処の仕方などを説明している。申立人は高齢だったため、取引について理解しているかを代表者が電話で確認している。
- (3) 無理やり営業をしたなどの経緯は無いので問題は無いと思っているが、委員会からのあっせんの提案は受けたいと思っている。

第4 委員会の処理と結果

1 処理の経過と結果

本件は、平成25年2月25日、東京都知事から東京都消費者被害救済委員会に付託され、同日、同委員会会長より、その処理が、あっせん・調停第一部会（以下「部会」という。）に委ねられた。

部会は、平成25年3月13日から平成25年7月22日までの6回に渡って開催された。（処理経過は資料3のとおり）

平成25年6月24日、あっせん案を申立人及び相手方に送付した。申立人からはあっせん案を受諾する旨の回答があったが、相手方からは、7月3日付けで受諾しないとの回答と、意見回答が提出された。当該相手方からの意見回答を踏まえ、7月22日、東京都消費者被害救済委員会運営要綱第11の5に基づき、部会長と部会長の指名する委員により相手方へあっせん案の説明を行った。

平成25年7月23日、調停案を郵送し、受諾の勧告を行ったが、相手方からは、7月31日付けで受諾しないとの回答があった。

部会は、「あっせん」、「調停」のいずれもが、相手方の拒否により不調となったため、平成25年8月2日、本部会による解決の処理手続きを終えることとした。

2 申立人からの事情聴取

平成25年3月13日の第1回部会において、申立人より事情聴取を行った。（詳細は資料1のとおり）

3 相手方からの事情聴取

平成25年4月26日の第2回部会において、相手方より事情聴取を行った。

(詳細は資料2のとおり)

4 あっせん案・調停案

(1) 本委員会が、平成25年6月24日付けで申立人及び相手方に提示したあっせん案は次のとおりである。

ア 本件契約について、相手方は、申立人に対して金220万8,750円の返還債務のあることを認め、これを一括して、平成25年7月31日までに、申立人の指定する金融機関口座に送金して支払う。

なお、振込手数料は相手方の負担とする。

イ 相手方と申立人との間には、本件紛争に関して、本あっせん条項以外相互に何ら債権・債務のないことを確認する。

(2) 調停案を示すに当たり、本委員会は、あっせん案の提示した内容で解決することが社会的に公正かつ妥当であると確認し、平成25年7月23日付けで相手方に提示した調停案は、あっせん案と同様のものとなった。

5 相手方があっせん案及び調停案に不同意であった主な理由等¹

(1) 「あっせん案」及び「調停案」に不同意であった主な理由

ア 契約内容が、あたかも、弊社が独断で価格を決定しているかのごときの委員会の見解だが、実際の取引は、カバー先に対する注文支払によって契約を遂行している。

イ 申立人に対して、シミュレーションを用いたリスクの説明や想定最大損失額などの説明がなされていないかのごとくに断定をしているが、弊社はこれらの説明を十分行っている。またロスカット制度を採用しているので、想定最大損失額がその範囲内のリスクとなることは契約上明らかである。しかし、委員会は弊社の説明や提出資料をまったく考慮していない。

ウ 申立人は、確かに80歳代の年金生活者であるが、株の投資経験者であり、しかも株の損失の回復を希望して本取引を申し込まれ、短期間にこれらを得られる可能性があるハイリスク、ハイリターン取引だということを十分理解して契約した。弊社はハイリスクであることを重要事項説明書の交付を含め常に説明し、無理のある取引を強要したと後日言われないうえにも、その点は十分念押しをしている。

エ 訴訟による解決の場合であっても、裁判所の判断で、過失相殺により取引の実際に即応した解決が模索されるが、委員会のあっせん案は裁判所の判断以上の解決を半強制的に求めるもので、解決案としての妥当性においても問題のあるものといわざるを得ない。

¹ 委員会事務局要約

(2) その他東京都の消費者紛争処理に関する主な意見等

- ア 委員会における手続きの経緯及びあっせん案等は、極めて一方的であり、調停とは有名無実のものである。苦情・相談をした者の意見を一方的に鵜呑みにし、弊社の取引経緯の説明や取引内容について一切取上げようとしない対応は、東京都の委員会運営としてあってはならないものである。
- イ 「あっせん・調停」の機関はあくまで事実認定をする機関ではなく、互譲の精神による話し合いを成立させるための機関のはずである。あっせん不成立となった場合の申立人の立場や当社の対応をまったく顧慮することのないあっせん案・調停案を受諾することはできない。
- ウ 東京都消費生活条例には、「あっせん」「調停」について、格別の定義規定を設けていないが、そのことは両手続きがまったく同じであることを意味するものではない。例えば、公害紛争処理法では「あっせん」「調停」の各手続きが明確に区別されており、とりわけ、「あっせん」手続中、解決案についての勧告を経ずに当事者の自主的解決が促されるなど、もっとも紛争当事者の自主性に期待される手続きとなっている。然るに、格別の定義規定を持たない本条例に基づく「あっせん」手続きでは、他の法令を参考に運用されるべきところ、本件の委員会の運用は、「調停案」と同趣旨である「あっせん案」なるものを示し、当事者の自主的解決になんらの配慮を示さない手続きを行った。このような、委員会の「あっせん」手続きの運用は、他の法令とのバランスを無視し、独断専行の手続きをもって進めるものであり、まったく受け入れがたいものである。

第5 報告にあたってのコメント

1 本件契約における問題点

(1) 本件取引の仕組みと問題点

ア 取引の仕組み

本件取引は、契約書によれば、相手方が、顧客から資金の預託をうけ、その資金を元にECX市場（欧州の排出権取引所）価格を指標としてCO₂排出権の売買を行い、相対取引でその差金を決済するというものである。また、証拠金取引であるところ、顧客が預託した証拠金（保証金）の10倍以上のCO₂排出権の売買ができる（レバレッジがかかっている）。

本件取引の問題点として、①売買対象がCO₂排出権であること、②差金取引であること、③相対取引であること、④証拠金取引でレバレッジがかかっていることが指摘できる。

イ 売買対象

本契約の売買対象は、CO₂排出権取引であるが、同取引は、現行の金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）や商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「商先法」という。）の適用対象となっていない。そのため、金融庁や経済産業省等の規制当局による業務や財務の状態に対する監督や検査が欠如している。

ウ 差金決済取引

本件は、差金取引である。すなわち、現物（CO₂排出権）自体の授受はなされず、CO₂排出権の価格が上昇又は下落した場合に、その差額を相手方と顧客との間で授受する。現物から派生した取引であり、デリバティブ取引と呼ばれる。

つまり、現物を直接に売買しているのではなく、CO₂排出権の価格を指標として、その指標の変動によって、顧客の損得が決まる。ここで、CO₂排出権の価格は、偶然の事情といえる。したがって、本件取引は、CO₂排出権の価格という偶然の事情によって顧客（と相手方）の利益や損失が左右されるものといえ、刑法上の賭博に該当する可能性を否定できない。

エ 相対取引

本件取引は、CO₂排出権について、ECX市場での売買を取り次ぐものではなく、あくまでも、ECX市場価格を指標として顧客と相手方との間でCO₂排出権の売買を行うものである。つまり、市場取引ではなく、（顧客と相手方との間の）相対取引である。市場デリバティブ取引に対し、店頭デリバティブ取引と呼ばれる。

相対取引においては、顧客と相手方とは利益相反状態となる。つまり、相手方が利益を大きくしようとして売買価格を高く設定すれば、その分顧客は損をする関係にある。

また、相手方は、売買価格について、ECX市場価格を指標として算出しているが、いつの時点の価格を参照するのか、その価格を顧客が認識しているのか、

不透明である。

さらに、相手方は、カバー取引（顧客の相手方の取引に見合った、相手方によるECX市場における取引）をしているともいうが、その実体は明らかでない。

顧客と相手方が利益相反関係にあることを顧客が十分に認識しているかどうか、また、価格形成が不透明ではないか、顧客が価格形成の仕組みを認識しているかどうか、問題となりうる。

オ レバレッジ

本件取引は、証拠金取引で10倍以上のレバレッジがかかっている。

このレバレッジにより、CO₂排出権の価格の変動による顧客の損得はより大きなものとなり、リスクはより大きなものとなる。

(2) 賭博性

前記（1）ウで検討したように、本件取引は、CO₂排出権の価格という偶然の事情によって顧客（と相手方）の利益や損失が左右されるものといえ、刑法上の賭博に該当する可能性を否定できない。そして、この賭博性は、前記（1）のエ（相対取引）や、オ（レバレッジ）の事情により、さらに強化される。

ところが、前記（1）イで指摘したように、本件取引は、金商法や商先法の適用対象とされておらず、本来、禁止されるべきもの、あるいは公序良俗に反するものであると考えられる（この理は、ロンドン取引に関する東京高等裁判所平成20年10月30日判決の考え方に沿ったものである。）。

現行法上、金商法や商先法の適用対象となっている店頭デリバティブ取引が存在するが、それは、これら法規や金融庁や経済産業省等の監督官庁による監督指針等の規制のもとに、ぎりぎり合法となっているものであり、本件取引のようにそのような法規や監督の対象となっていない取引の問題は極めて大きいというべきである。

(3) 消費者契約法及び特定商取引法の適用

本件取引は、事業者である相手方と消費者である申立人との間の契約なので、消費者契約法が適用される。

また、本件取引は、CO₂排出権の店頭デリバティブ取引に関する役務の訪問販売であり、特定商取引法が適用される（消費者庁ニュースリリース「特定商取引法違反の訪問販売業者に対する業務停止命令（12か月）について」平成24年6月19日参照）。

(4) 勧誘の問題

ア 不招請勧誘

相手方は、申立人に対し、事前にやりとりなく、突然電話し、本件取引の勧誘を行った。しかも、相手方従業員は、申立人に対し、もともと知り合いであったかのような言い方で取引へ導入した。

店頭デリバティブ取引について、金商法や商先法は、不招請勧誘を禁止している。

イ 適合性原則

申立人が取引の内容が全く理解できていなかったことから、相手方は、顧客の知識、経験、財産状況、取引目的に照らして不適合な勧誘をしてはならないというべきである（商先法第 215 条、金商法第 40 条第 1 項類推適用）。

ウ 説明義務

相手方は、顧客に対し、本件取引の仕組みとリスクを、顧客の知識、経験、財産状況、取引目的に照らして顧客に理解されるために必要な方法と程度により説明しなければならない（商先法第 217 条、第 218 条、金商法第 37 条の 3、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令 52 号）第 117 条第 1 項第 1 号類推適用。）

2 あっせん案の考え方について

(1) 契約の内容と適用法規

ア 契約内容

本契約はCO₂排出権を対象とする相対取引型の差金決済取引である。いわゆるCFD取引と呼ばれるもので、店頭デリバティブ取引の一種である。申立人と相手方との二当事者間における相対取引であり、取引所に注文を取り次ぐのではなくECX市場（欧州の排出権取引所）での価格を参照して評価損益が計算される。CO₂排出権それ自体の授受はなく、取引成立時の価格と反対売買成立時の価格の差額のみが授受される差金決済により精算が行われ、レバレッジをかけることにより証拠金（保証金）の 10 倍以上の取引が行われることからハイリスクを伴う。相対取引であることから、申立人と相手方は利益相反状態となり、相手方にとって有利な価格設定により申立人が不利益を被る危険性がある。また、申立人が保険のようなものだと思って支払った追加の 250 万円に係る取引の売買状況については、当事者双方から提出された資料によると、いわゆる両建に該当するが、両建は手数料が二重にかかること、逆ざやが生じるおそれがあることなど、経済的合理性を欠く。

イ 業法との関係

現行の金商法並びに商先法ではCO₂排出権取引は適用対象とされていない。しかしながら、本契約のように現物の授受を予定することなく価格変動による差金決済を行う取引は、偶然の事情により利益や損失が左右されることから刑法上の賭博（刑法第 185 条）に該当する可能性を否定できず、公序良俗違反（民法第 90 条）により無効とされる余地がある。業法の適用範囲に含まれる店頭デリバティブ取引は、業法の規制対象とされることにより正当業務行為として取引自体の違法性が阻却されているのであり、業法の規制対象とされていない本契約のような差金決済取引が取引自体の違法性を問われなくするためには、適用対象取引以上に、業法に定められた各種規定を遵守した行動が求められる。したがって、相手方は金商法や商先法に定められた勧誘規制に服するとともに、金融庁や経済産業省が作成し

た監督指針を遵守して業務を行うことが必要となる（本件では、商先法と「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」（平成23年1月農林水産省、経済産業省。以下「監督指針」という。）を参照する。）。

ウ 消費者契約法・特定商取引法

事業者である相手方と消費者である申立人との間における契約であることから、本契約には消費者契約法が適用される。また、本契約は外国の取引所におけるCO₂排出権の価格を指標として差金決済を行うという役務を対象としており、相手方従業員が申立人の自宅を訪問して契約を締結しているため、特定商取引法の訪問販売に該当し、同法が適用される。

(2) 契約の無効・取消事由

ア 公序良俗違反

前述のように、本契約は業法の規制が及ばない差金決済取引であることから賭博の疑いがあり、顧客から徴収した保証金（証拠金）にレバレッジをかけてその10倍以上の取引を行わせるという極めて射幸性の高い取引である。賭博類似の性質を有する本契約の反公序良俗性は不法行為における違法性の認定に際して考慮されるべきである。

イ 錯誤

事情聴取によると、申立人は本契約を「廃棄物取引」と認識している。また、追加で支払った250万円の取引は相手方が保険のようなものとして勧誘しており申立人もそのようなものと解している。これらが契約内容に関する誤認と捉えられるのであれば要素の錯誤（民法第95条）として契約が無効となる可能性がある。

ウ 不実告知・断定的判断の提供

消費者契約法第4条第1項第1号の不実告知は同法第4条第4項に示された重要事項に関するものでなければ取消事由にならないとされている。その一方で、特定商取引法第9条の3の不実告知は、契約の締結を必要とする事情や契約締結の判断に影響を及ぼす重要なものについての不実告知（第6条第1項第6号及び第7号）も取消事由とされており、申立人の取引目的や財産状態との関係で不適合である本契約を相手方が勧誘したことは、申立人の契約締結を必要とする事情あるいは申立人の投資判断に影響を及ぼす重要事項としての適合性について不実告知がなされたことと解することが可能と思われる。もっとも、従来の裁判実務では適合性原則違反を不法行為の違法性判断において考慮するのが一般的であることから、本件でも不法行為の問題として扱うこととする。

また、申立人の主張では、相手方従業員が「絶対儲かる。」「200万円が400万円になる。」旨の発言をしたとされているが、これが事実であれば、断定的判断の提供に該当するので、申立人に取消権が与えられる可能性がある（消費者契約法第4条第1第2号）。

エ 不招請勧誘

不招請勧誘は、不意打ちを受けた顧客が情報不足の状態でも熟考する機会を与えられることなく契約締結に追い込まれる危険性がある。そのため、店頭デリバティブ取引における不招請勧誘は禁止されているが（商先法第 214 条第 9 号、同法施行令第 30 条、監督指針Ⅱ-4-3-1（5））、相手方従業員は申立人が契約締結の勧誘を要請していないにもかかわらず、突然に電話をかけて申立人宅を訪問し、本契約の締結を勧誘しているため、不招請勧誘に該当する。

(3) 不法行為

ア 業法規定と不法行為

本契約は金商法や商先法をはじめとする業法の適用対象外であるが、証拠金にレバレッジをかけた差金決済取引であるにもかかわらず賭博としての違法性が阻却されるためには、適用対象取引以上に、業法に定められた行為規定を遵守することが必要である。したがって、業法や金融商品の販売等に関する法律（昭和 23 年法律第 25 号）に置かれた民事規定を類推適用するとともに、業法に定められた取締規定に違反したという事実は不法行為における違法性を判断する際に考慮すべきである。また、金融庁や経済産業省が定めた監督指針は、業法等の民事規定と取締規定の内容を詳細に具体化したものであり、説明義務や適合性原則の内容、範囲、程度を決定するに際して参照すべきである。

イ 説明義務違反

相手方は実際の取引額と証拠金の比率、相場変動により証拠金の額を上回る損失が生ずるリスクがある旨を、申立人の知識、経験、取引目的、財産状況に照らして申立人に理解されるために必要な方法と程度により書面を用いて説明しなければならない（商先法第 217、第 218 条）。「顧客が預託する証拠金の〇〇倍程度の取引を行うので、相場が〇〇円変動したらこれだけ利益・損失が出る」ことについて具体例を示して説明することを要する（監督指針Ⅱ-4-3-2（5）③イ(a)(7)）。また、商品の価格水準等に関する最悪のシナリオ（過去の相場変動のデータ等合理的な前提を踏まえたもの）を想定した想定最大損失額について申立人が理解できるように説明することが求められる（監督指針Ⅳ-2（2）⑤イ）。さらに、最悪のシナリオに至らない場合でも申立人が許容できる損失額を超える損失が発生する可能性がある場合には、商品の価格水準等の状況がどのようになればそのような場合になるのか顧客に理解できるように説明しなければならない（監督指針Ⅳ-2（2）⑤ロ）。加えて、申立人の要請があれば相手方は定期的にまたは必要に応じて随時、申立人のポジションの時価情報を提供することを要し（監督指針Ⅳ-2（2）⑨）、利益相反状態であることの説明（最判平成 21 年 12 月 18 日（平成 21 年（受）第 629 号）判例時報 2072 号 14 頁）並びに追加の 250 万円の取引については両建であることの説明（監督指針Ⅳ-2（3）①）も要求される。

本件では具体的な金額を示したシミュレーションを用いたリスクの説明、想定最大損失額についての説明、許容損失額を超える損失が生ずる危険性についての説明等がなされていない。また、申立人が再三にわたり時価の問い合わせをしたにもかかわらず、相手方は連絡を怠っている。さらに、申立人の属性に適した説明をする

ためには、高齢により判断能力が低下した申立人をサポートするために説明の際に申立人の親族等を立ち合わせるべきであったと思われるが、相手方にはそのような配慮が欠けている。以上により、相手方は申立人に対する説明義務違反に基づき損害賠償責任を負う（商先法第 218 条第 4 項、民法第 709 条、第 715 条）。

ウ 適合性原則違反

相手方は、申立人の知識、経験、財産状況、取引目的に照らして不適合な勧誘をすることを禁止されている（商先法第 215 条）。申立人の知識、経験、財産状況、取引目的等について顧客カード等を用いて適時に把握し、申立人の属性等に則した適切な勧誘を行うべきであり、適切な勧誘がなされているか否かを顧客管理部門において検証することを要する（監督指針Ⅱ-4-2（1））。その前提として、相手方は申立人の知識、経験、財産状況、取引目的に関する情報の提供を申立人に求めなければならない。具体的には、生年月日、職業、収入、資産状況、投資可能資金額、デリバティブ取引その他の投資経験の有無、取引目的について顧客情報の収集が必要となる。このうち、投資可能資金額は、損失を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額であり、特に、老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資することになっていないかを適切に把握することを要する。年金生活者、年収 500 万円未満の者、75 歳以上の高齢者等に対してデリバティブ取引を勧誘すること、あるいは、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性の高い取引を勧誘することは避けるべきである（監督指針Ⅱ-4-2（4））。

申立人は 80 歳代の年金生活者であり、保有株の下落により生じた損失の回復を希望していたので、ある程度のリスクは覚悟していたといえるが、ハイリスクを甘受して投機を行う目的を有していなかったことは明らかである。このような申立人に対して、相手方は、投資可能資金額を確認することなく、年収（主として年金）をはるかに超える金額を拠出させて極めてリスクの高い本契約を締結させており、現に短期間で申立人に年収を超える損失が発生させている。相手方の申立人に対する本契約への勧誘行為は明白かつ重大な適合性原則違反であり、相手方は損害賠償責任を負う（民法第 709 条、第 715 条。最判平成 17 年 7 月 14 日（平成 15 年（受）第 1284 号）最高裁判所民事裁判例集 59 卷 6 号 1323 頁）。

エ 過失相殺

不当な勧誘をした業者が損害賠償責任を負う場合でも、顧客に過失があれば過失相殺により賠償額が減額されうる（民法第 722 条第 2 項）。本件において申立人は本契約締結前に親族等に相談することなく軽率に取引に応じており、過失が全くないとはいえない。しかしながら、相手方の勧誘行為は明白かつ重大な適合性原則違反であり、かつ、説明義務違反も認定できる。また、本契約は賭博の疑いがある取引であることを考慮すると、不当勧誘によってこのような契約を締結させる行為は公序良俗違反といえるほど著しく違法性の高いものである。したがって、相手方は申立人の軽微な過失を理由に自身の責任の軽減を主張できる立場にはない。本件では過失相殺をすべきではない。

(4) 結論

申立人は相手方に対して損害賠償請求権を取得し、申立人が相手方に支払った全額が賠償すべき損害の範囲に含まれる。申立人が支払った 500 万円から、すでに相手方が申立人に返還した 2,791,250 円を差し引いた金額 2,208,750 円を相手方は申立人に返還すべきである。

3 同種・類似被害の再発防止に向けて

(1) 事業者に対して

CO₂排出権は、現行の商品先物取引法の「商品」（商先法第 2 条第 1 項）に該当せず、また、金融商品取引法の「金融商品」（金商法第 2 条第 24 項）にも該当しない。ただし、金融商品取引法は、金融商品取引業者が、「算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 6 項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。次号において同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務」を行うことができる（金商法第 35 条第 2 項第 7 号による金融商品取引業等に関する内閣府令第 68 条第 16 号）。しかし、CO₂は同法の「金融商品」ではないため、無登録業者がその排出権取引を行うことは、同法には違反しない。つまり、CO₂排出権取引は、商品先物取引法及び金融商品取引法の適用対象ではない。

しかし、本報告書においても繰り返し指摘したように、本件のようなCO₂排出権取引は、現物の授受を予定するものではなく、価格の変動による差金決済を行うものである。そして、価格の変動は、当事者にも予見できず、その意思によっても自由に支配することができないものであるから、CO₂排出権取引は、偶然の事情によって利益と損失が左右されるものである。その意味では、同取引は、賭博（刑法第 185 条）に該当して、違法なものであると解される余地がある。そこで、CO₂排出権取引に関与する事業者は、商品先物取引法や金融商品取引法の適用がないとはいえ、同取引の違法性を阻却するためには、最低限、両法律に定められた各種規定（適合性原則など）を遵守すべきである。のみならず、事業者は、農林水産省と経済産業省の作成した「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」（平成 23 年 1 月）や、金融庁の作成した「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（平成 24 年 12 月）をも遵守すべきである。そして、事業者は、取引の勧誘に際しては、適合性原則を守り、消費者の「知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者等の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないよう」にしなければならない（商先法第 215 条参照）。また、事業者は、消費者に対して、CO₂排出権取引の仕組みはもちろん、その有するリスクや想定される最大損失額についても十分な説明を行わなければならない。

(2) 消費者に対して

消費者は、本件のような差金決済によるCO₂排出権取引が、リスクの高い契約であることを認識すべきである。とりわけ高齢の消費者は、老後の生活資金を失うこ

ともあるため、十分な注意が必要である。

(3) 行政に対して

前述のように、CO₂排出権取引は、商品先物取引法及び金融商品取引法の対象とはならないため、同取引をめぐっては、高齢者を対象とした消費者被害が急増している。しかも、CO₂排出権取引は、消費者にとってリスクの高いものであり、その法的規制は喫緊の課題である。それゆえ、行政は、CO₂排出権取引についても、速やかに法的対応をすべきである。より具体的には、金融商品取引法第2条第24項第4号の「同一の種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であって、当該資産に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第1項に規定する商品を除く。）」という規定を利用し、CO₂排出権を政令によって「金融商品」として定め、金融商品取引法の適用対象とすることが考えられる（平成23年12月15日付日本弁護士連合会「CO₂（二酸化炭素）排出権取引商法の適切な規制を求める意見書」参照）。

資料 1

申立人からの事情聴取

項目	内 容
契約内容	<ul style="list-style-type: none">・ 契約日：平成 24 年 10 月 29 日・ 契約内容：CO₂ 排出権取引売買取引委託契約・ 支払金額：500 万円
契約のきっかけ	<ul style="list-style-type: none">・ 相手方から「励まされたおかげで係長になったのでお礼を言いたい。」と突然電話があった。心当たりがないと言うと、「金の取引で社長と回っていた時に励ましてもらった。」と言われた。・ その後 4, 5 回電話があり、来訪したいと言われた。用件を聞くと、廃棄物の件だが電話では話せないなので、訪問して話したいと言われた。・ 何度か電話で話し信頼関係が生まれたので、来訪を承諾した。
契約時の説明	<ul style="list-style-type: none">・ 「廃棄物取引（排出権と言われたかもしれない。）が絶対儲かるから僕に任せてください。」「株よりはずっと良い、200 万円が 400 万円になる。悪くなることはない。」と言われた。・ 値段のグラフを見せられて「ここまで下がる前に止める。ロスカットになる前に止めます。」と言われた。・ 30 分ほど説明を聞いて、契約した。
金融商品の経験	<ul style="list-style-type: none">・ 株取引をバブルの頃からやっていた。株で損をしたので取り戻したいと思っていた。・ 株、投資信託以外の金融取引はやったことがない。
収入・資産状況	<ul style="list-style-type: none">・ （口座開設申込書に資産 1,000 万円と記載があるが）記入した記憶がない。現金はあまり持っていない。・ 収入は、年金のほかに、時給 850 円で週 2 回 3 時間程度働いている。
契約内容・支払金額	<ul style="list-style-type: none">・ 契約の内容は理解出来なかったが、儲かりそうだと思い契約した。・ 「ここにチェックして。」とせかされ、内容を確認せず契約書のチェック欄にチェックした。・ 契約の翌日に 100 万円、その翌日に 150 万円を、定期預金を取り崩して支払った。・ 株を買うようなものだと思って支払った。250 万円までなら出せると思っていた。「もう 50 万円追加すれば 300 万円になり、計算しやすいので追加した方が良い。」と言われたが、お金がないと断った。

<p>契約後の 状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の半月後、「値段が下がって 250 万円が 20 万円程になった」と連絡があった。契約した時に、価格がいくらになっているか気になるので連絡して欲しいと頼んでいたのに、その後全く連絡がなく、突然価格が下がったと言われた。 ・排出権の値段は日本経済新聞に載っていると契約時に聞いたので、確認しようと思い、どこに載っているか聞くと、「載っていなかった。」と言われた。携帯電話での値段の見方を教えてくれたが自分では見るができなかった。 ・ 売買の指示をしたことは一度もない。 ・ 「250 万円を支払えば、前の 250 万円が生きてくる。支払わなければ 20 万円しか戻ってこない。」 「保険のようだと考えてくれればいい。250 万円出せば値段が下がるのを止められる。」と言われ、追加で 250 万円を支払った。このことは特別なことなので、人には言わないようにと言われた。 ・ (2,791,250 円返金があったが) 返金額について説明は受けていない。後に支払った 250 万円のクーリング・オフの返金と、最初に支払った 250 万円の残金 20 万円を足した金額だと思う。
<p>希望する解 決内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全額返金して欲しい。 (支払った 500 万円から返金分を差し引いた金額) 全額が無理であれば手数料は引かれても仕方がないと思っている。

資料 2

相手方からの事情聴取

項目	内容
勧誘について	<ul style="list-style-type: none"> ・業者から富裕層等の名簿を購入し、主に電話で勧誘している。申立人についてはどういう名簿から連絡したのか、わからない。 ・来訪前に来訪目的を完璧に説明はしていないが、CO₂排出権の投資の件だと話している。
顧客の適性について	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に勧誘することを良いとは思っていない。しかし、未成年や学校を卒業したばかりの世間も知らない若者だったら、儲かると言われてたら飛びつくかもしれないが、社会経験の長い人なら 200 万円が 400 万円になると言われて信用する人はいないと思う。高齢だから取引できないということは無いと思っている。 ・年収の内訳は確認していない。書類はシンプルになっているので、担当営業が個々に顧客の情報を得ている。 ・申立人は高齢だったため、自分（代表取締役）が電話で取引について理解しているか確認し、理解していると判断した。 ・投資可能金額はチェックしていないが、金融資産の 1 / 3 程度とイメージし、申立人の場合は 250 万円の範囲内にした。年収は 300 万円以下となっていたが、金融資産が 1000 万円だったので売買取引可能な範囲だと思った。 ・申立人の株式投資経験が現物取引か信用取引かは確認していなかったが、40 年以上というので、現物取引の経験だろうと判断した。
契約時の説明について	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出権取引パンフレット、リスク開示告知書、取引ガイド、売買取引委託契約書、契約書、特定商取引に関する法律に基づく交付書面を渡して説明している。 ・契約内容がより複雑だとか高度だとか、いろいろ指摘があるので、損得もあることや、今どういう理由で価格が動いているのか、逆に動いたときにどういう対処をするのかについて、お客様の理解を深めてもらうために、独自の説明資料を作り契約書類と一緒に渡している。 ・この資料で契約内容を理解できていると思っている。それでわからないのであれば、お客様の判断で「わからないから契約できない。」という判断になる。 ・アンケートを作成し、お客様の契約内容に関する理解度を把握している。 ・「絶対儲かる。」、「損はさせない。」と言うことはまずない。損をしますからやりましょうという営業はいないが、見通しを伝え、損をした時はこうなりますということも伝えている。リスクの度合いも、投資金 25%以下に減ったらストップになることも説明した上で、「今状況が良さそうね。」と申立人から言われている。無理やり営業した経緯は全くない。 (申立人が) 損をした状況なので、知らなかった、聞いていなかったという話になっているのだと思う。

<p>契約について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約ではなく、相対取引。カバー先にすべての売買を依頼して、その値段で、お客様と取引している。CFDとは少し違うが、より透明性の高いものを提供している。 ・お客様の受注日に、カバー先（ロンドン）に対してオーダーをFAXしている。カバー先には必要ないことだが、お客様にも担当営業にもわかる様に、オーダーシートにお客様の名前を記入している。値段と向こう（ロンドン）の成立時間が記載されて返ってきて、その翌日、お客様に値段報告、売買報告書等をお送りしている。 ・レバレッジは10倍～50倍。リスクはあると認識していて、検討の余地はあると思っている。 <p><カバー先業者について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・先方からCO₂排出権取引について、会社対会社で売買を受けてくれるという提案があったのでスタートした。売買に対して手数料を払っている。カバー先とは相対取引ではなく、向こうの市場の値段で売買に出してそれに対して手数料を支払っている。
<p>支払金額について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引金額はお客様の意思で100万円だったらやってみようということになった。営業が勧めて、150万円追加しようということになったのだと思う。
<p>契約後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・売買の受注は、録音で記録があるとおり指示をもらっている。 ・売買の状況や価格は説明しているし、資料も渡している。 <p><追加の250万円の支払について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・メリット・デメリットも両方話した上で判断してもらった。 ・両建てで価格変動のリスクは回避できるので、手数料は倍かかるが戻ってくるお金で、保険ではないが保険みたいなものだと言った。 <p><返金について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・センターの指示で決済し返金した。売買の報告もしている。
<p>希望する解決内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全額返金とはならないと思うが、あっせんの提案を全部受ける。 ・あっせんを受けないと氏名公表というのは遺憾だが、委員会に出ていること自体を理解してあっせん案は受けたい。

資料 3

「訪問販売によるCO₂排出権取引の契約に係る紛争」処理経緯

日 付	部会回数等	内 容
平成25年 2月25日	【付託】	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争案件の処理を知事から委員会会長に付託 ・あっせん・調停第一部会の設置
3月13日	第1回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争内容の確認 ・申立人からの事情聴取 ・問題点の整理
4月26日	第2回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方からの事情聴取 ・問題点の整理
5月30日	第3回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん案の考え方の検討
6月17日	第4回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん案の考え方の検討
6月21日	第5回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方にあっせん案の考え方等を示し、意見交換 ・あっせん案、合意書案の確定 ・調停案の検討、確定
6月24日	(あっせん案)	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん案を紛争当事者双方に提示 (申立人：受諾、相手方：受諾しない)
7月22日	(説明)	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方への説明実施
7月22日	第6回部会	<ul style="list-style-type: none"> ・調停案の確認 ・報告書の内容を検討
7月23日	(調停案)	<ul style="list-style-type: none"> ・相手方に調停案の受諾を勧告 (相手方：受諾しない)
8月2日	(通知)	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者に処理手続きの打切りについて通知
8月29日	【報告】	<ul style="list-style-type: none"> ・知事への報告

資料 4

東京都消費者被害救済委員会委員名簿

平成25年8月29日現在

氏 名		備 考
学識経験者委員		(16名)
安 藤 朝 規	弁護士	
上 柳 敏 郎	弁護士	本件あつせん・調停部会委員
沖 野 眞 己	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
織 田 博 子	駿河台大学大学院法務研究科教授	
鎌 野 邦 樹	早稲田大学大学院法務研究科教授	
川 地 宏 行	明治大学法学部教授	本件あつせん・調停部会委員
桜 井 健 夫	弁護士	
佐々木 幸 孝	弁護士	
執 行 秀 幸	中央大学大学院法務研究科教授	
千 葉 肇	弁護士	
中 野 和 子	弁護士	
野 澤 正 充	立教大学法科大学院長・立教大学大学院法務研究科教授	会長代理 本件あつせん・調停部会長
平 野 裕 之	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
松 本 恒 雄	前一橋大学大学院法学研究科教授 (現 国民生活センター理事長)	会長
村 千鶴子	弁護士・東京経済大学現代法学部教授	
米 川 長 平	弁護士	
消費者委員		(4名)
有 田 芳 子	主婦連合会 副会長	
奥 田 明 子	東京都地域消費者団体連絡会 代表委員	
橋 本 恵美子	東京都生活協同組合連合会 常任組織委員	
宮 原 恵 子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 総務部 部長	本件あつせん・調停部会委員
事業者委員		(3名)
栗 山 昇	東京都商工会連合会 副会長	
堀 内 忠	東京都中小企業団体中央会 専務理事	本件あつせん・調停部会委員
関 口 史 彦	東京商工会議所 理事・産業政策第二部長	